

第二章 變動の豫測

變動を豫測して賣るべき時と買ふべき時とを知るには、

第一に冷靜な態度が肝心である。即ち自己に賣りたいとか買いたいとかいふ考へを捨て、無我無心の態度でなければならぬ、言ひ換へると常に客觀的地位にあらねばならぬといふことである。

第二には株式の眞價を知る事で、これは其會社の事業の性質、成績、収益力、將來の見込といふやうなことを十分調べもし考へもした上で賣買を決するのである。

第三には當時の經濟界殊に金融の状態を注意する。

第四には市場の狀況即ち誰か買占とか賣崩しとかをしてゐるのではないか、賣方の顔觸れは誰々で買方は何某だといふやうなことを研究する、經濟界順調であり其會社も別に悪いことがないやうであるに拘はらず、有力な賣方がゐると相場は一時的にもせよ下落することがある。

第五には市場の人氣如何を研究せなければならぬ。

第六には足取り即ち過去の相場の高低表を見て上り相場であるか、下り相場であるかを見極めておく必要がある。

以上を綜合して變動の豫測をすれば或處までは適中する。

第三章 足取表(罫線表)と相場の變動

足取表といふのは過去の相場の變動の迹を統計圖表にしたもので、描き方によつて、星表とか錨形表とか色々あるが、要するに自分に便利なやうに描けばよいのである。これを毎日なり又は一圓高下毎にとか描いてゆく、そして相場の將來を推測する材料にするが、全然足取のみに依頼してゐては失敗である。

罫線に現はれた足取りを見て相場を判断するのは、

- (一) 尺進寸退、即ち一尺上つて一寸下るといふやうな足取は大抵上り相場で、それが最近の高値を抜いたとすると、益々騰貴するものと見て差支へない。
- (二) 尺退寸進、即ち一寸上つて一尺下るといふやうな足取なら大抵下り相場で、前の反對に最近の安値より下るやうな場合はまだ、下落するものと見て差支へない。
- (三) 急に飛び離れて騰貴したり、一度にズトンと下落した時は大抵近い内に反動が来る。

(四) 持合相場、即ち變動の少い相場は市場の誰れもが厭き果て、嫌氣がさしたときに初めて動くものである。

(五) 相場が下落して誰も彼れも賣りさへすれば儲かるといふやうになると、そこが底になる、底をついたときは相場がそれから上向きになるものである。反對に相場が騰貴して、誰も彼れも買つたら儲かるといふ時は天井である。天井に達すると相場は急に下向きになる。

(六) 天井に達してから下落する間は一二日であつて極めて短かいが、下落して底をついてから騰貴する迄は可成り日がかかる、大抵底をしてから一寸上つた處で持ち合ふものである。天井三日に底百日とはこれを云つたのである。以上は足取即ち相場變動の通常の場合であるが、相場は到底こんな規則にはまらな、又はまるほど平凡でない、所謂相場は古くして日に新たなりである。併し大體の筋道は之を出ることがないから、これによつて相場の形勢を察して一度や二度の追證を用意してかゝれば利益を得るのは請合である。

第四章 人氣の原因

相場變動の原因は人氣であるといふことは前に述べたが、然らば其人氣を起す原動力は何かといふに、社會の出來事即ち材料である。材料が人氣を生み、人氣が相場を生むのであるから、材料の善悪は相場に影響するのは疑ない。が、相場は材料以外に賣崩しとか買占めとか人爲的の操り策やら、取引員の思惑關係やらで相場が生れてくるのであるから、材料が善いのに相場は却て下落した例もある。それだとして全然材料を無視する譯にはゆかない。

材料が相場に影響する時機は、大抵其實現前である。これは長期取引は相當日數後の見込を今日に戦はすのであるから、勢ひ其發生が將來にあるものを今日の相場に現はすのである。それで其事が實現して仕舞ふと却て反對の相場が現はれるのである。例へば日本が韓國を併合するといふ噂さが新聞に出る、するとそれだけ國富が増すのだからとて買ふ、相場は其事が確定せない内にドシ／＼騰貴する。それが愈々實現した時には却て下落した。これは當然である、即ち初めに

買ふたのは實現して相場が上つたら賣うといふ意志であつたに違ひない。だから實現した曉には我も／＼賣らんとするから相場は下落するのである。併し又場合によつては材料が實現してから始めて人氣が出るといふことも屢々ある。これは仲買の思惑などで抑へられてゐたものである。要するに材料は事前に相場に現はれ、事後には反對の現象を呈することが多いが、稀れには事後に相場に現はれることもある。併し素人は材料で賣買するのは頗る考へものだと思ふ。それは日本では材料よりも仕事即ち取引員の思惑による方が有力で、材料は相場の變動後に理屈付けらるべく唱へらるゝことが多いからである。

第五章 材料の分類

材料の分類には種々ある。併し分類も實益のあるものではない。

- (一) 一般材料と特殊材料
 - (二) 政治的材料と經濟的材料、非經濟的材料
 - (三) 常變材料と急變材料
 - (四) 好材料と惡材料
- (一) 一般材料といふのは經濟社會に一般に影響する材料で、例へば金融の緩慢とか逼迫とか、貿易の出超とか入超とか云ふ類である。特殊材料といふのは或る範圍内だけに限つて影響するもので、例へば砂糖の値が上つたといへば砂糖會社だけに影響するが、紡績會社には何等影響しない。此特殊材料の内にも右のやうに一般的のものもあるが又特定ののものもある、例へば或會社が増資をするとか減資をするとか又は他の會社を買収したとかいふやうなものである。
- (二) 政治的材料といふのは政治に關係したことで、例へば法律を改正するとい

ふやうな場合で、之れが商法とか民法とか一般的法律の改正ならば一般に影響するから相場に大した變動を來すことはないが、銀行條例とか、鐵道條例とか、工場法とかの改正によつては其銀行なり鐵道なりが打撃を受けることがある。隨て相場に大變動を來たす。内閣の動搖や外交の成敗などは株式相場に大關係がある。又特種の會社例へば政府の補助金を受けてゐる汽船會社などで、遠洋航海補助法が改正せられた場合などは其株に影響するのは云ふ迄もない。

經濟的材料といふのは財政とか金融とか貿易とか、經濟上に關係した出來事であつて、非經濟的材料といふのは地震とか暴風、大火、疫病、戰爭などで、經濟的でも政治的でもないものを云ふのである。

(三) 常變材料といふのは、日常變化しつゝある出來事で貿易の輸出入超過や金融の緩慢逼迫といふ類である。急變材料といふのは名の如く突發的で、不意に起る出來事である。例へば戰爭だとか、暴風雨だとか地震だとかいふ天災的の事は全く急變材料で、經濟上にしても銀行の支拂停止などは當局者以外の者には豫め分らないから、矢張り急變材料の一に數へるがよい。

(四) 好材料悪材料以上のやうに材料の分類の仕方は色々あるが結局好材料と悪材料とに纏めて仕舞ふことが出来る。又相場に對する利便から云つても此二つに分けるのが最も實用的である。好材料といふのは相場に好影響を與ふる出来事で悪材料といふのは相場に悪影響を及ぼす出来事で、一般材料に屬することもあり、政治的のこともあり、經濟的なのもある。好材料を樂觀材料又は強氣材料、悪材料を非觀材料又は弱氣材料といふ人もある。好材料は相場を騰貴せしむるもの、悪材料は相場を下落せしむるもので、相場に對する利目は悪材料の方が急激且つ猛烈であるのが普通だ。併し好材料の好材料たるのは其出来事が實現せない間で實現すると却て悪材料に化する傾向がある。所謂材料は現はれぬうちが花である。悪材料とても其出来事が起るとそれを動機に却て反撥を來たすことが多い。要するに材料を彼是云ふよりも其時の市況が大體に於て弱持合即ち下落してゐる相場であるか、強持合即ち高い値段に進んだ相場であるかを見定めて賣なり買なりの方針を立てる方がよい。

第六章 相場の通信

近年相場の通信屋といふのが殖えて、何々會、何々通信だのと一ヶ月五圓位の報酬で、加入者に市況を通信し目先の豫測を報知する者があり、地方のお客では此等を信用して賣買することがある。通信屋だとして神様でないから、變轉極まりなき相場を豫測することは到底不可能である。可笑しいのは通信屋が思惑が外れて所謂曲り屋になつてゐることである。必ず當ると極まつてゐれば、通信をする迄もなく自分で賣買して成金になる筈であるが、さうは問屋で卸さない。こんな曲り屋の通信を信用して賣買した客こそ迷惑である。

通信屋で一度通信が外れたとなると、客は減少して仕舞ふから、狡猾な通信屋になると、強氣即ち買獎勵の通信と弱氣即ち賣獎勵の通信と兩方を書いておいて、客の一部分には強氣を他の一部分には弱氣の通信を出す。相場は上るか下るかであるから、孰れか一方が適中する。當らなかつた方の客を失ふ代りに當つた方の客は益々信用して知人に話す、新たな客が殖る。といふ風にやつてゐる。そして

相場新聞に初號活字で豫言適中、禮狀山の如しなど、廣告をする。こんなのを信用してゐる客はミヂメなものだ。併し眞面目に會社の實質を調査研究したり、市場の形勢は報道してゐるものもある。こんなのは賣買の參考となるのは云ふ迄もないが、其の代り他の八卦式の如く何日に賣れ、何日に買へとか、又は何円で賣れ何円で買へなど、具體的に日や値段を指さない。故に相場でもしようかといふ氣短かの日本人には餘り效能がない。それだとして八卦式のは當ることもあるが當らぬこともある。吳々も云ふが相場は冷靜に自分で觀察した處に従ふのが第一である。他人の言ふ處を聽いてゐれば所謂チャブツクことが多いものだ。

附言 本書整版後の本年四月から、限月は二ヶ月に短縮せられたので、長期取引は六十日を三分して二十日を隔てた、五日、二十五日、翌月十五日の三限制となつた。此等異動は他日機會を得て訂正する。

北濱と兜町 (終)

附録 主要關係法令集

○取引所法

明治二十六年三月法律第五號
大正三年三月法律第三三號改正
大正十一年四月法律第六〇號改正

第一章 取引所ノ設立

第一條 賣買取引ノ繁盛ナル地區内ノ商人ハ政府ノ免許ヲ受ケテ一種若ハ數種ノ物件ノ取引所ヲ設立スルコトヲ得

第二條 同種ノ物件ヲ賣買取引スル取引所ハ一地區一箇所ニ限り設立スルコトヲ得但シ其ノ地區ハ農商務大臣之ヲ定ム

第三條 取引所ノ免許年限ハ十箇年トス但シ土地商業ノ情況ニ依リ更ニ繼續ノ出願ヲ爲スコトヲ得

第四條 株式會社組織ノ取引所ハ他ノ株式會社組織ノ取引所ヲ合併スル場合ニ限り政府ノ認可ヲ受ケ其ノ存在シタル山區内ニ支所ヲ設クルコトヲ得支所ノ數ハ其ノ合併ニ依リ消滅スル取引所及支所ノ數ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條ノ二 有價證券ヲ賣買取引スル市場ハ取引所ト看做シ本法ニ依ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス

第二章 取引所ノ組織

第五條 取引所ハ土地商業ノ情況及賣買取引スヘキ物件ノ種類ニ依リ會員組織又ハ株式會社組織ト爲スコトヲ得

第六條 會員組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ會員ニ限り賣買取引ヲ爲スコトヲ得

株式會社組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ取引員ニ限り賣買取引ヲ爲スコトヲ得

第七條 取引所ハ法人トシテ財産ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得

取引所ノ責任ハ其ノ財産ニ限ルモノトス

第八條 取引所ハ政府ノ認可ヲ受ケ取引所ノ賣買取引ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第二十二條ノ規定ニ依リ賠償ノ責ニ任スル株式會社組織ノ取引所ハ倉庫業ヲ除クノ外前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ物件又ハ銘柄ノ一部ニ付賠償ノ責ニ任セサル場合ニ於テ其ノ一部ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條 取引所ノ定款ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第三章 取引所ノ會員及取引員

第十條 取引所ノ取引員トナラムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ

第十一條 帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル會社ニ非サレハ取引所ノ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス

無能力者、復權セサル家資分散者及破産者竝本法ニ依リ除名セラレ除名ノ日ヨリ五箇年ヲ經過セサル者ハ會員トナルコトヲ得ス

懲役若ハ重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第二編第十六章乃至第十九章第二十三章第三十五章乃至第三十九章、舊刑法第二編第四章第一節乃至第五節第二百六十條乃至第二百六十二條第八章第九章第三節第三編第二章第一節第二節第四節乃至第六節、通貨及證券模造取締法、

明治三十八年法律第六十六號、紙幣類似證券取締法、印紙犯罪處罰法、商法第二百六十一條、明治二十三年法律第三十二號商法第三編第九章、同年法律第一百號、保險業法第九十八條ノ三若ハ本法第三十一條乃至第三十二條ノ五ノ規定ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ五箇年ヲ經過セサル者ハ取引員トナルコトヲ得ス前項ニ該當スル者亦同シ

合名會社合資會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ其ノ無限責任社員ノ全員カ帝國臣民タルモノ、株式會社ニ在リテハ其ノ資本ノ半額以上及議決權ノ過半数カ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬シ其ノ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ノ全員カ帝國臣民タルモノニ非サレハ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス無限責任社員又ハ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員中前二項ニ該當スル者アル場合亦同シ

第十一條ノ二 會員前條第一項第二項又ハ第四項ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ取引所ヨリ脱退ス

農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ會員トナリタル者又ハ前條第一項第二項若ハ第四項ニ該當スルモノニシテ會員トナリタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ取引所ヨリ脱退セシムルコトヲ得

取引員前條第一項第三項又ハ第四項ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ
農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ取引員タルノ免許ヲ受ケタル者又ハ前條第一項第三項若ハ第四項ニ該當スルモノニシテ免許ヲ受ケタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ免許ヲ

取消スコトヲ得

第十一條ノ三 取引員取引所ノ役員タル認可ヲ受ケタルトキハ其ノ免許ハ效力ヲ失フ

第十一條ノ四 會員又ハ取引員ハ第二項但書ノ場合ヲ除クノ外支店出張所其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス二以上ノ場合ヲ以テ同一取引所ノ賣買取引ノ取扱ヲ爲ス場所ト爲スコトヲ得ス

何人ト雖取引所ノ賣買取引ノ委託ノ代理、媒介又ハ取次ヲ營業ト爲ス事ヲ得ス但シ會員又ハ取引員ニシテ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 會員又ハ取引員ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハス取引所ニ對シ其ノ賣買取引上一切ノ責任ヲ負フヘシ

第十三條 取引員ハ其ノ免許ヲ受ケタルトキハ免許料ヲ納ムヘシ免許料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 會員又ハ取引員ハ身元保證金ヲ其ノ取引所ニ納ムヘシ

第十五條 取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スルカ爲定款ノ規定ニ依リ會員又ハ取引員ノ營業ヲ停止シ千圓以內ノ過怠金ヲ科シ且政府ノ認可ヲ受ケ會員又ハ取引員ヲ除名スルコトヲ得

第十五條ノ二 取引所ハ其ノ定款ヲ以テ會員若ハ取引員トナルニ必要ナル條件ヲ定メ又ハ其ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

第十一條ノ二ノ規定ハ會員若ハ取引員カ前項ノ要件ヲ缺クニ至リタル場合又ハ之ヲ缺ク者ニシテ會員若ハ取引員トナリタル者アルコトヲ發見シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ三 取引員ハ廢業後ト雖其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了及監督ノ目的ノ範圍内ニ於テハ

取引結了後二週間ヲ經過スル迄仍廢業セサルモノト看做ス

取引員死亡シ解散シ若ハ除名セラレ又ハ其ノ免許ヲ取消サレ若ハ效力ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了ニ至ル迄亦前項ニ同シ

前項ノ規定ハ會員ノ死亡、解散、除名及脱退ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ノ場合ニ於テ會員又ハ取引員ノ行爲ヲ爲ス者ナキトキハ取引所ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

第四章 取引所ノ役員及商議員會

第十六條 取引所ノ役員ハ定款ノ規定ニ依リ會員又ハ株主中ヨリ二箇年以内ノ任期ヲ以テ之ヲ選舉シ政府ノ認可ヲ受クヘシ取引所ノ役員左ノ如シ

理事 一人

理事 二人以上

監査役 若干人

理事長及理事ハ會員ニ非サル者ヲ選舉スルモ妨ケナシ

第十一條第三項ニ該當スル者ハ取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス

取引員トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引員ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其ノ取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ取引スル株式會社組織ノ取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス

第十六條ノ二 役員前條第四項ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ取引員ノ免許ヲ受ケタルトキハ其ノ職ヲ失フ理事長又ハ理事他ノ取引所ノ理事長又ハ理事タル認可ヲ受ケタルトキ亦同シ

農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ役員タルノ認可ヲ受ケタル者若ハ前條ノ規定ニ違反シテ役員トナリタル者アルコトヲ發見シ又ハ役員ニシテ第十七條第二項ノ規定ニ違反スル者アリト認めタルトキハ之ヲ解職スルコトヲ得

第十六條ノ三 農商務大臣ハ役員ノ職務ヲ行フ者ナキ場合ニ於テ必要ト認めムルトキハ假ニ役員ヲ選任スルコトヲ得

第十七條 株式會社組織ノ取引所ノ役員又ハ使用人ハ何人ノ名ヲ以テスルヲ問ハス其ノ取引所ノ取引物件ニ付取引所ニ於ケル賣買取引ヲ爲シ又ハ其ノ委託ヲ爲スコトヲ得ス

株式會社組織ノ取引所ノ役員又ハ使用人ハ其取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ取引スル取引所ノ取引員トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引員ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スルコトヲ得ス第十七條ノ二 取引所ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ商議員會ヲ置キ取引所ニ關スル重要ナル事項ヲ付議スヘシ

第五章 取引所ノ賣買取引

第十八條 取引所ノ賣買取引ノ期限ハ有價證券ニ在リテハ二箇月、米ニ在リテハ三箇月、蠶糸ニ在リテハ六箇月其ノ他ノ商品ニ在リテハ勅令ノ定ムル期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十九條 取引所ノ賣買取引ノ方法ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 取引所ハ其ノ定款ニ依リ賣買取引ニ付證據金ヲ納メシムルコトヲ得

第二十一條 取引所ハ賣買取引ノ責任ヲ履行セサル者アルトキハ其ノ證據金及身元保證金ヲ以テ損害賠償ノ用ニ供スルコトヲ得

第二十二條 取引所ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ賣買取引ノ違約ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ取引所ハ其ノ賠償シタル金額及之ニ關スル諸費ノ追償ヲ其ノ違約者ニ要求スルコトヲ得

第二十二條ノ二 株式會社組織ノ取引所ハ前條ノ規定ニ依リ賠償ノ責ニ任スルトキハ營業保證金ヲ政府ニ納ムヘシ

第二十三條 取引所ハ賣買取引高ニ應シ賣買雙方ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得其ノ率ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條 取引所ハ證據金及身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有ス

第二十四條ノ二 取引所ノ賣買取引ノ委託者ハ會員又ハ取引員カ委託契約ニ違ヒタル場合ニ於テ其違約ニ因ル債權ニ關シ違約シタル會員又ハ取引員ノ身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有ス

前條ノ優先權ハ前項ノ優先權ニ對シ優先ノ效力ヲ有ス

第二十五條 會員又ハ取引員ハ委託ヲ受ケタル取引所ノ賣買取引ニ付取引所ニ於テ其ノ賣付、買付又ハ受渡ヲ爲サスシテ之ヲ爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル會員又ハ取引員ハ取引所之ニ一箇月以上ノ營業停止ヲ命シ又ハ之ヲ除名スヘシ

第二十六條 取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ公定相場ヲ決定シ之ヲ公示スヘシ

取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各會員又ハ各取引員ノ賣買高ヲ公示スヘシ
第二十六條ノ二 差金取引ヲ爲ス取引所類似施設ヲ爲シ又ハ其ノ施設ニ依リテ取引ヲ爲スコトヲ得
ス

第六章 取引所ノ監督

第二十七條 農商務大臣ハ取引所ノ行爲法律命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 取引所ノ解散

二 取引所ノ停止

三 取引所一部ノ停止若ハ禁止

四 役員ノ解職

五 會員又ハ取引員ノ營業停止若ハ除名

第二十八條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ取引所ノ業務、帳簿、財産其ノ他一切ノ物件及會員又ハ取引員ノ帳簿ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ取引所ノ役員會員及取引員ハ其ノ物件ヲ提供シ質問ニ應答スヘシ

第二十九條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ取引所ノ定款ヲ改正セシメ又ハ其ノ決議及處分ヲ停止シ、禁止シ若ハ取消スコトヲ得

第三十條 取引所任意ノ解散ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第七章 罰則

第三十一條 第十七條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第二項ノ特別ノ利害關係ヲ生スルコトヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條ノ二 取引所ノ役員又ハ取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス

第三十二條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 取引所ノ役員又ハ取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者

二 取引所ニ於ケル相場ヲ偽リテ公示シタル者

三 公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虚偽ノ相場ヲ記載シタル文書ヲ作製シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者

四 免許ヲ受ケスシテ取引所ヲ設立シタル者又ハ第二十六條ノ二ノ規定ニ違反シタル者

前項第一號ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十二條ノ四 取引所ニ於ケル相場ノ變動ヲ圖ル目的ヲ以テ虚偽ノ風説ヲ流布シ、偽計ヲ用ヒ又ハ暴行若ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二ノ五 取引所ニ依ラスシテ取引所ノ相場ニ依リ差金ノ授受ヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第百八十六條ノ適用ヲ妨ケス

第三十二條ノ六 會員又ハ取引員ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十二條ノ七 本法ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ行爲ヲ爲シタル理事、取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス

附 則

第三十三條 取引所ノ稅則ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 取引所ノ資本金、營業保證金、株式、手数料及積立金ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 本法ハ明治二十六年十月一日ヨリ施行ス

明治九年布告第百五號米商會所條例、明治十一年布告第八號株式取引所條例、明治二十年勅令第十一號取引所條例、明治十三年布告第二十一號、明治十五年布告第四十六號、明治十六年布告第四號及同年布告第二十九號ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第三十六條 本法發布以前ヨリ營業スル米商會所、株式取引所及取引所ハ本法ニ依リ更ニ免許ヲ受ケ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ本法施行ノ日ヨリ二箇月以前ニ於テ出願ノ手續ヲ爲ササルモノハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本法ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正十一年四月法律第六十號附則)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ他ノ規定ヨリ後ニ之ヲ施行スルコトヲ得但シ其ノ施行ノ期日ヲ大正十四年四月一日ヨリ後ト爲スコトヲ得ス

本法施行ノ際現ニ營業スル仲買人ハ其ノ營業部類ニ付本法ニ依リ其ノ取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタルモノト見做ス

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

○取引所法中改正法律施行期日ノ件 (大正十一年七月 勅令第三五二號)

大正十一年法律第六十號ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
但シ第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○取引所令

大正三年六月勅令第一三七號大正四年一月勅令第五號大正五年五月勅令第一〇一號大正六年六月勅令第一二九號大正七年六月勅令第二二九號大正九年六月勅令第一八二號一部改正大正十一年七月勅令第三五三號全部改正

第一條 株式會社組織ノ取引所ノ資本金ハ拾萬圓以上トス

農商務大臣必要ト認ムルトキハ資本金ノ變更又ハ株金ノ拂込ヲ命スルコトヲ得

株式會社組織ノ取引所ハ資本金ノ半額以上ニシテ少クモ拾萬圓ノ拂込ヲ終リタル後ニ非サレハ業務ヲ行フコトヲ得ス

第二條 會員組織ノ取引所ノ資本金ハ會員ノ贖金ヲ以テ之ニ充ツ

會員組織ノ取引所ハ營利ノ目的ヲ以テ業務ヲ行フコトヲ得ス

第三條 取引員ノ免許料ハ參百圓トス

第四條 身元保證金ノ額ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ會員ニ付テハ壹萬圓ヲ下ルコトヲ得ス取引員ニ付テハ其ノ取引所ノ資本金ノ千分ノ五以上ニシテ農商務大臣ノ指定スル金額ヲ下ルコトヲ得サルモノトシ其ノ千分ノ五ノ金額カ壹萬圓未滿ナルトキハ壹萬圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス
資本金ノ額カ貳千萬圓ヲ超ユルトキハ其ノ超過金額ニ付テハ農商務大臣ハ其ノ定ムル別段ノ率ニ依リ身元保證金ノ額ヲ指定スルコトヲ得

支所ヲ設クル取引所及取引員ノ營業ノ部類ヲ數個ニ分ツ取引所ニ在リテハ農商務大臣ハ本支所及部類毎ニ資本金ヲ區分シテ前二項ノ規定ニ依ル金額ヲ指定スルコトヲ得
身元保證金ハ取引所ノ定ムル所ニ從ヒ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ有價證券ノ種類又ハ其ノ代用價格ヲ變更セシムルコトヲ得
取引所身元保證金ヲ受取リタルトキハ遲滞ナク之ヲ供託スヘシ

第五條 農商務大臣必要ト認ムルトキハ賣買手數料ノ率ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第六條 取引所ハ毎日一定ノ時ニ於テ市場ヲ開クヘシ

開市及休業ニ關スル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第七條 取引所ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ立會ノ停止又ハ會員若ハ取引員ノ市場ニ於ケル賣買取引ノ差止ヲ爲スコトヲ得

第八條 賣買取引ノ期限ハ棉花、綿絲又ハ綿布ニ在リテハ十二箇月、大豆粕ニ在リテハ五箇月、小麦ニ在リテハ三箇月ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條 賣買取引ハ實物市場ニ於ケル賣買取引及清算市場ニ於ケル賣買取引ノ二種トス

第十條 實物市場ニ於ケル賣買取引ニ在リテハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條 有價證券ノ清算市場ニ於ケル賣買取引ニシテ七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ限り受渡其ノ他ノ決済ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買成立ノ日ヨリ一箇月以内ニカ繰延ヲ爲スコトヲ得

第十二條 取引所ハ清算市場ニ上場セムトスル有價證券ノ各銘柄ニ付農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ國債證券及地方債證券ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 農商務大臣必要ト認ムルトキハ取引所ニ對シ會員又ハ取引員ヲシテ賣買證據金ヲ納メシムヘキコトヲ命スルコトヲ得

第四條第四項及等五項ノ規定ハ賣買證據金ニ付之ヲ準用ス

賣買證據金ニシテ農商務大臣ノ指定スルモノニ付テハ取引所ハ會員又ハ取引員ヲシテ少クトモ其ノ半額迄ハ現金ヲ以テ之ヲ納メシムヘシ

第十四條 清算市場ニ於ケル賣買取引ニ限リ業務規定ノ定ムル所ニ依リ標準物ヲ定メ格付受渡ノ方法ヲ用ユルコトヲ得

受渡格付表ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十五條 清算市場ニ於ケル賣買取引ノ單位ハ業務規定ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ單位ハ米ニ付テハ百石、株式ニ付テハ十株ヲ下ルコトヲ得ス但シ米ニ付テノ單位ニ關シテハ地方ノ狀況ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ限リ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

取引所實物市場ニ於ケル賣買取引ノ單位ヲ定メムトスルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 受渡其ノ他ノ決済及其ノ繰延ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ取引所ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

受渡其ノ他ノ繰延ニ關スル事務ハ取引所自ラ之ヲ行フヘシ

受渡場所ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十七條 取引所ハ業務規程ヲ設ケ賣買取引ノ方法ニ關スル細則ヲ定ムヘシ

業務規程ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ業務規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十八條 株式會社組織ノ取引所ハ資本金ノ二十分ノ一ニ相當スル營業保證金ヲ供託シタル後ニ非サレハ取引所法第二十二條ノ規定ニ依ル業務ヲ行フコトヲ得ス營業保證金ニ不足ヲ生シ農商務大

臣ノ指定シタル期間内ニ其ノ不足額ヲ供託セサル場合ニ於テ其ノ期間經過後ニ爲ス賣買取引ニ付亦同シ

營業保證金ハ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其ノ種類及代用價格ハ農商務大臣之ヲ指定ス第十九條 取引所ハ商議員會ヲ常置シ左ニ掲クル事項ヲ諮問スルコトヲ要ス

- 一 資本金、會員、取引員、商議員會又ハ賣買取引ニ關スル定款ノ變更
- 二 業務規程ノ變更
- 三 會員又ハ取引員ノ加入又ハ處分
- 四 市場ノ臨時閉閉又ハ立會停止
- 五 上場物件ノ銘柄ノ決定又ハ廢止
- 六 賣買取引ノ標準物ノ決定又ハ廢止
- 七 賣買手數料ニ關スル事項
- 八 賣買證據金ニ關スル事項
- 九 賣買取引ノ違約ニ關スル事項
- 十 定款又ハ業務規程ニ於テ特ニ定メタル事項

第二十條 商議員會ハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選シタル者及役員ノ互選シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ノ數ハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ總數ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス但シ役員タラサル會員又ハ取引員ノ總數カ百名ヲ超ユルトキハ其ノ超過員

數ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ率ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ商議員ノ數ハ役員ノ互選スル商議員ノ數ヲ下ルコトヲ得ス

第二十一條 支所ヲ設クル取引所及會員又ハ取引員ノ營業ノ部類ヲ數個ニ分ツ取引所ニ在リテハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ハ本支所及部類毎ニ之ヲ互選スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ數ハ本支所及部類毎ニ役員ノ互選スル商議員ノ數ヲ下ルコトヲ得ス

第二十二條 商議員會ニ會長一人及副會長若干人ヲ置ク

會長副及會長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ商議員中ヨリ之ヲ選舉ス

會長ハ會務ヲ整理シ會議ノ議長ト爲ル

副會長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第二十三條 商議員會ノ議事ニ關與スルコトヲ得ル商議員ノ過半數カ出席スルニ非ラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ第十九條第三號、第四號、第八號及第九號ニ掲クル事項ニシテ臨時急施ヲ要スルモノニ付テハ定款ノ定ムル所ニ依リ商議員ノ互選スル總代ノ過半數及議長タル會長又ハ副會長ノ出席アルヲ以テ足ル

第二十四條 商議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十五條 役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ハ其ノ屬スル本支所及部類ニ關係ナキ事項ニ付テハ議事ニ關與スルコトヲ得ス議長トシテ行フ職務ニ付亦同シ

第二十六條 商議員ノ任期、選舉方法及定數其ノ他商議員會ノ組織及會議ニ關スル事項ハ定款ヲ以

テ之ヲ定ムヘシ

附 則

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正十四年三月三十一日迄ニ爲ス有價證券ノ賣買取引ノ期限ハ三箇月ヲ超ユルコトヲ得ス
取引所ハ本令施行後一箇月以内ニ本令ニ依リ業務規程ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ申請スヘシ
本令施行ノ際現ニ存スル營業細則ハ前項ノ認可ヲ受クル迄本令ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタ
ル業務規程ト看做ス
本令施行ノ際現ニ定期取引市場ニ上場スル有價證券ノ銘柄ハ本令第十二條ノ認可ヲ受ケタルモノ
ト看做ス但シ七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ關シテハ此ノ限ニ在ラ
ス

○取引所法施行規則

(大正三年六月農商務省令第一六號、
大正十一年七月同省令第一五號改正)

第一條 取引所ヲ設立セムトスルトキハ發起人ハ發起認可申請書ニ定款、業務規程及左ノ事項ヲ記
載シタル書面ヲ添付シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

一 株式會社組織ノ取引所ニ付テハ發起人各自ノ引受クヘキ株式ノ數、會員組織ノ取引所ニ付テ
ハ發起人各自ノ醜金額

二 資本又ハ醜金ノ使用ノ概算及收支ノ見込

三 賣買取引スヘキ物件ノ其ノ地方ニ於ケル集散ノ狀況及取引所ニ於ケル賣買高ノ見込

四 取引所ノ地區

第二條 發起人株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ商法第二百二十四條ニ定メタル調査終了ノ後、發起人
株式ノ總數ヲ引受ケサリシトキハ創立總會終結ノ後總役員ハ設立免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ
地方長官ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

一 定款及業務規定

二 株主名簿

三 検査役ノ報告ニ關スル裁判アリタルトキハ其決定ノ寫本

四 創立總會ノ決議錄

第三條 發起人會員ノ募集ヲ終リタルトキハ設立總會ヲ開キ總會員ノ半數以上ノ同意ヲ以テ定款ヲ
確定シ且役員ヲ選任スヘシ

取引所法施行規則

前項ニ依リテ選任セラレタル總役員ハ設立免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

一 定款及業務規定

二 會員ノ氏名又ハ名稱、營業種目及營業所ヲ記載シタル書面

三 各會員ノ醜金額及其ノ拂込額ヲ記載シタル書面

第四條 取引所ヲ設立セムトスル地ニ於テ一年以上引續キ賣買取引スヘキ物件ノ商業ヲ營ム商人各物件毎ニ三十人以上發起人ト爲リタル場合ニ非ラサレハ取引所發起ノ認可ヲ申請スルコトヲ得ス

第五條 會員組織ノ取引所ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 目的

二 名稱及所在地

三 會員ノ醜金ニ關スル事項

四 會員ノ入退ニ關スル事項

五 會計ニ關スル事項

六 會議ニ關スル事項

七 役員ノ職務權限、定數、任期及任免ニ關スル事項

八 解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ノ處分ニ關スル事項

第六條 設立免許ノ申請ハ發起ノ認可ヲ受ケタル後六月内ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

設立ノ免許ヲ受ケタル後一年內ニ業務ヲ開始セサルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第七條 取引所繼續ヲ出願セムトスルトキハ其ノ免許年限滿了前三月以上六月内ニ地方長官ヲ經由シテ其ノ願書ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

第七條ノ二 農商務大臣取引所ノ地區ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第七條ノ三 農商務大臣ハ會員組織ノ取引所ニ付左ノ事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

一 設立ヲ免許シタルトキハ目的、名稱、所在地及免許ノ年月日

二 役員ノ選任ヲ認可シタルトキハ氏名及認可ノ年月日

三 繼續ヲ免許シタルトキハ免許ノ年月日

四 解散シタルトキハ其ノ年月日及清算人ノ氏名

五 清算ヲ了シタルトキハ其ノ年月日

第八條 取引員ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ願書ニ會社ニ在リテハ定款、貸借對照表、財産目錄、株主名簿及役員ノ履歷書ヲ、其他ノモノニ在リテハ履歷書及資産調書ヲ添附シ取引所ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

取引所ハ前項ノ願書ニ其ノ意見書ヲ添付スヘシ

取引所其ノ取引員ノ員數ヲ制限シタルトキハ缺員アル場合ニ非サレハ第一項ノ願書ヲ農商務大臣ニ差出スコトヲ得ス

第九條 取引所取引員免許狀ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知シ免許料ニ相當スル收入印紙ヲ貼用シタル請書及身元保證金ヲ差出サシメタル後之ヲ交付スヘシ

前項ノ請書ハ取引所之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

取引員ノ免許ヲ出願シタル者取引所カ免許狀ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十五日内ニ請書及身元保證金ヲ差出ササルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第十條 取引員免許狀ヲ紛失シタルトキハ事由ヲ具シ取引所ヲ經由シテ其ノ再下付ヲ申請スヘシ取引員其ノ氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキハ取引所ヲ經由シテ免許狀ノ書換ヲ申請スヘシ

第十一條 取引員死亡、解散、廢業、除名其ノ他ノ事由ニ因リ取引員タル資格ヲ失ヒタルトキハ取引所ハ遲滯ナク其ノ理由ヲ具シ免許狀ヲ添ヘ之ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ

第十一條ノ二 取引所カ會員又ハ取引員ノ身元保證金及賣買證據金ニ代用スルコトヲ得ヘキ有價證券ノ種類及代用價格ヲ決定シ又ハ變更シタルトキハ其ノ有價證券ノ時價ヲ附記シ遲滯ナク之ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ

前項ノ代用價格ハ國債證券及地方債證券ニ在リテハ時價以下ニ、其ノ他ノ有價證券ニ在リテハ時價ノ九割以下ニ之ヲ定ムヘシ其ノ有價證券ノ時價カ代用價格ヲ下リタルトキハ遲滯ナク之ヲ變更スヘシ

第十二條 役員選任ノ認可申請書ニハ履歷書ヲ添附スヘシ但シ再選ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 取引所清算市場ニ於ケル賣買取引ノ標準物ヲ定メタルトキハ遲滯ナク其ノ一部ヲ農商務大臣ニ差出シ其ノ一部ヲ會員又ハ取引員ニ交付シ之ヲ其ノ營業所ニ保管セシムヘシ

前項ノ標準物ハ之ニ依リテ爲シタル賣買取引ノ受渡期日後六箇月ヲ經過スル迄取引所之ヲ保管スヘシ

第十四條 取引所ハ其ノ取引銀行、所有有價證券ノ種類其ノ他財産保管ノ方法ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項保管方法ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 會員又ハ取引員ハ委託手数料率及受託契約準則ヲ定メ取引所ヲ經由シテ農商務大臣ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

取引所ハ前項ノ認可申請書ニ其ノ意見書ヲ添附スヘシ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ委託手数料率又ハ受託契約準則ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十六條 取引所法第二十五條第二項ニ依ル處分ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 取引所法第八條及第二十二條ノ規定ニ依ル業務ニ關スル細則ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十八條 賣買成立ノ値段ヲ以テ公定相場トス

取引所ハ公定相場及其ノ平均値段ヲ毎日市場ニ公示スヘシ

第十九條 取引所ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ公定相場ノ一部ヲ公示セサルコトヲ得

第二十條 取引所ハ毎日相場表ヲ發行スヘシ

第二十一條 各會員又ハ各取引員ノ賣買高ハ賣買取引ノ種類、物件若ハ銘柄及受渡期日ノ區別ニ從ヒ賣付及買付ニ別チ毎日取引所之ヲ揭示スヘシ

農商務大臣ハ賣買高ノ公示方法ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ公示ヲ要セサル銘柄若ハ賣買取引ノ種類ヲ指定スルコトアルヘシ

第二十一條 取引所其ノ受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ヲ選任シタルトキハ遲滯ナク履歷書ヲ添附シ左ノ事項ヲ申告スヘシ

一 氏名、住所、職業

二 報酬

三 在職期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間

受渡物件ノ格付ヲ爲ス者退任シタルトキハ取引所ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ申告スヘシ

取引所ハ其ノ物件ヲ取引スル取引所ノ會員又ハ取引員ヲシテ受渡物件ノ格付ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第二十二條 取引所ハ左ノ書類ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

一 毎月相場表

二 毎月賣賣高表

三 每期ノ財産目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告書

四 毎期末日現在株主及其ノ持株

五 毎期末日現在取引員又ハ會員表

第二十三條 左ノ場合ニ於テハ取引所ハ遲滯ナク其ノ事項ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ

一 取引所其ノ會員又ハ取引員ニ付取引所法第十一條ノ二第二項若ハ第四項又ハ第十五條ノ二第

二項ニ掲ケタル事由アリト認メタルトキ

二 取引所法第十五條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ

三 賣買取引ノ違約ヲ生シタルトキ及其ノ賠償ヲ爲シタルトキ

四 臨時ニ市場ヲ開始シ又ハ休止シタルトキ

五 有價證券ノ賣買取引ヲ開始、中止又ハ廢止シタルトキ

六 市場ノ立會ヲ停止シ又ハ會員若ハ取引員ノ賣買取引ヲ差止メタルトキ

七 仲裁判斷ヲ爲シタルトキ

八 役員其ノ任期中ニ於テ死亡其ノ他ノ事由ニ因リ退任シタルトキ但シ解職ノ場合ヲ除ク

九 取引所、役員又ハ會員若ハ取引員カ其ノ職務又ハ業務ニ關シ訴訟ノ當事者ト爲リタルトキ及其ノ判決アリタルトキ

十 會員又ハ取引員カ國稅徵收法ニ依リ滯納處分ヲ受ケタルトキ若ハ間接國稅犯則者處分法ニ依リ處分ヲ受ケタルトキ

十一 取引所ノ役員、受渡物件ノ格付ヲ爲ス者又ハ會員若ハ取引員カ犯罪ノ嫌疑ノ爲メ起訴セラレタルトキ

十二 株式會社組織ノ取引所カ商法ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタルトキ

十三 會員カ入退シタルトキ

十四 會員又ハ取引員タル會社ノ目的、資本金若ハ無限責任社員、取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ニ變更アリタルトキ

十五 商議員就任又ハ退任シタルトキ

十六 商議員會ニ於テ決議ヲ爲シタルトキ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ外報告スヘキ事項ヲ指定スルコトアルヘシ

附 則

第二十四條 本則ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條 明治三十二年農商務省令第十八號、明治三十五年農商務省令第十一號及明治三十九年

農商務省令第三十三號ハ之ヲ廢止ス

附 則 (大正十一年七月省令第十五號附則)

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ施行ス

本令施行前ニ農商務大臣ニ差出シタル仲買人免許ノ願書ハ本令ノ規定ニ依リテ差出シタル取引員免許ノ願書ト看做ス

本令施行ノ際現ニ身元保證金又ハ賣買證據金ノ納入ニ付有價證券ヲ以テ代用セシムル取引所ニ在リテハ其ノ代用價格ハ本令施行後二月内ニ本令ノ規定ニ依リ之ヲ變更スヘシ其ノ變更ヲ爲ス迄仍從前ノ例ニ依ル

會員又ハ取引員ハ本令施行後二月内ニ第十五條ノ規定ニ依ル認可ヲ申請スヘシ其ノ認可ヲ受クル迄仍從前ノ例ニ依ル

○取引所税法

(大正三年三月法律第二三號 大正十一年四月法律第六一號改正)

第一條 取引所ニハ賣買手數料收入金額百分ノ十五ノ割合ニ依リ取引所營業稅ヲ課ス

第二條 取引所ハ毎月ノ賣買手數料收入金額ヲ翌月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第三條 取引所營業稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第四條 會員組織ノ取引所ニハ取引所營業稅ヲ課セス

第五條 取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シ得ルモノニハ其ノ賣買各約定金高ニ對シ左ノ稅率ニ依リ取引稅ヲ課ス

第一種 地方債證券又ハ社債券ノ賣買取引
甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ 萬分ノ〇、六
乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ一

第二種 有價證券ノ賣買取引
甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ 萬分ノ一、五
乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ二、五

第三種 商品ノ賣買取引
萬分ノ二、五

賣買ヲ解約スルモ其ノ稅金ハ之ヲ免除セス

第六條 削除

第七條 國債證券ノ賣買取引ニハ取引税ヲ課セス

第八條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ取引税ヲ課セラルヘキ毎月分ノ賣買取引ノ賣買各約定金高ヲ種別及其ノ區分毎ニ記載シタル申告書ヲ取引所ヲ經テ翌月十日迄ニ政府ニ提出スヘシ

取引所ハ前項ノ申告書ヲ調査シ其ノ當否ニ付意見ヲ付シ前項ノ期間内ニ之ヲ政府ニ提出スヘシ
前項ノ規定ニ依リ取引所ヲシテ申告書ノ調査ヲ爲サシムル爲取引員又ハ會員ハ第一項ノ期日前相當ノ期間内ニ申告書ヲ取引所ニ送付スヘシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告高ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

第九條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ毎月分ノ税金ヲ取引所ヲ經テ翌月末日迄ニ政府ニ納付スヘシ

第十條 政府ハ取引税ノ納税告知書ヲ取引所ニ交付シ取引所ハ之ヲ取引員又ハ會員ニ送達スヘシ

此場合ニ於テハ取引所ニ交付シタル時ヲ以テ其ノ取引員又ハ會員ニ送達アリタルモノト看做ス

取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ納付スヘキ税金ヲ取纏メ前條ノ納期内ニ之ヲ政府ニ送付スヘシ
取引所前項ノ規定ニ依リ取纏メタル税金ヲ送付セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ取引所ヨリ之ヲ徵收ス

第十一條 取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ課税標準額ノ申告及取引税ノ納付ハ前三條ノ期限ニ拘ラス直ニ之ヲ爲スヘシ
前項ノ規定ハ取引所ノ廢業シタル場合ニ於テ取引税ニ付之ヲ準用ス

第十二條 取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ取引税ノ納付ニ付保證ノ責ニ任ス

取引所ノ取引員又ハ會員納期内ニ取引税ヲ納付セサルトキハ政府ハ取引所ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

第十三條 取引所ハ賣買手數料及賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員ハ賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十四條 收稅官吏ハ取引所、取引所ノ取引員又ハ會員ニ就キ其ノ賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條 取引所第二條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス因リテ脱税シタルトキハ脱税高三倍ニ相當スル罰金科料ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス

第十六條 取引所ノ取引員又ハ會員第八條又ハ第十一條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ拾圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脱税シタルトキハ脱税高五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金貳拾圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

第十七條 取引所法第二十五條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ取引税ニ關シテハ取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲シテ脱税シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金貳拾圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

前項ノ場合ニ於テハ委託者ニ對シ約定金高トシテ計算シタル金額ヲ以テ賣買各約定金高トス
第十七條ノ二 取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ第五條ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シタルトキハ取引物件ノ種別ニ從ヒ其ノ最高稅率ノ取引税ヲ課セラル

へキ賣買取引ヲ爲シテ脱税シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當ナル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金貳拾圓未満ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

前項ノ場合ニ於ケル税額ハ賣買各約定金高ニ依リ計算ス

第十八條 取引所ノ取引員又ハ會員ノ爲シタル第八條又ハ第十一條ノ申告不當ナル場合ニ於テ取引所之ヲ正當ナル申告トシテ政府ニ提出シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ拾圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脱税スルニ至ラシメタルトキハ脱税高五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ税金貳拾圓未満ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

第十九條 取引所又ハ取引所ノ取引員若ハ會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ拾圓以上ノ科料ニ處ス

一 取引所第八條又ハ第十一條ノ場合ニ於テ申告書ニ意見ヲ附セス又ハ申告書ノ提出ヲ怠リタルトキ

二 賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿ヲ調製セス、其ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リタルトキ又ハ帳簿書類ヲ隱匿シタルトキ

三 收税官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ妨ケ若ハ忌避シタルトキ

第二十條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第二十一條 取引所ノ取引員又ハ會員ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ

其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ取引員又ハ會員ヲ處罰ス

第二十二條 北海道府縣、市町村及北海道沖繩縣ノ區ハ取引所營業稅ニ對シ本稅百分ノ十以内ノ附加稅ヲ課スルノ外取引所ノ業務ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

附 則

本法ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十二條ノ規定ハ大正四年四月一日ヨリ施行ス

本法施行前ノ賣買取引ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依リ取引所稅ヲ徵收ス

本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ係ル賣買手數料ニシテ本法施行後ニ收入スルモノハ取引所營業稅ノ課稅標準額ニ算入セス

明治三十九年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

附 則

(大正十一年四月法律第六一號附則)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

○取引所税法中改正法律施行期日ノ件 (大正十一年八月勅令第三八九號)

大正十一年法律第六十一號ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

○取引所税法施行規則 (大正三年七月大藏省令第一三三號 大正十一年八月同省令第五一號改正)

- 第一條 取引所設立ノ免許ヲ受ケタルトキハ定款及業務規程ヲ添ヘ免許ノ年月日ヲ十日以内ニ所轄
稅務署ニ届出ツヘシ定款若ハ業務規程變更ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ變更ヲ命セラレタルト
キ亦同シ
- 取引所免許繼續ノ許可ヲ受ケタルトキハ其旨直ニ所轄稅務署ニ届出ツヘシ
- 第二條 取引所開業シタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ廢業シタルトキ亦同シ
- 第三條 取引所ハ取引所税法第二條ニ依ル取引所營業稅課稅標準額申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘ
シ
- 第三條ノ一 支所ヲ設クル取引所ニ在リテハ前三條ニ依ル届出又ハ申告ハ本支所各別ニ其ノ所轄稅
務署ニ之ヲ爲スヘシ
- 第四條 取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタル者又ハ取引所ノ會員トナリタル者ハ其ノ住所、氏名又
ハ名稱、營業所、所屬取引所及免許ヲ受ケ又ハ會員ト爲リタル年月日ヲ直ニ所屬取引所ヲ管轄ス
ル稅務署ニ届出ツヘシ
- 取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業、脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ旨直ニ
所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ申告スヘシ但シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其ノ申
告ヲ爲スヘシ
- 第五條 取引所税法第八條ニ依ル取引稅課稅標準額申告書ハ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ提出ス

ヘシ

附 則

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際既ニ開業セル取引所及現ニ仲買人又ハ會員タル者ハ本令施行後二十日以内ニ第一條又
ハ第四條ノ届出ヲ爲スヘシ

附 則 (大正十一年八月大藏
省令第五一號附則)

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前免許ヲ受ケタル取引所ニシテ取引所令附則第三項ノ規定ニ依リ業務規程ノ認可ヲ受ケタ
ルトキハ認可後五日以内ニ業務規程ヲ添へ所轄稅務署ニ之ヲ届出ツヘシ

本令施行前所轄稅務署ニ爲シタル仲買人ノ免許ニ關スル届出ハ本令ニ依リ爲シタル取引所ノ免許ニ
關スル届出ト看做ス

○定期取引有價證券ニ關スル諸報告ノ件(商務局長通牒
大正十一年二月二十一日)

近時定期取引有價證券ニ關スル諸報告往々提出漏有之支障不尠候條尙今左記事項遲滯ナク報告相成
度爲念此段及通牒候也

記

- 一、有價證券賣買取引ノ開始
- 二、賣買取引ノ中止又ハ廢止及其ノ理由
- 三、増資、減資及合併等ニヨル資本金又ハ株數ノ變更及一株拂込金額ノ變更
- 四、賣買取引セル有價證券ノ銘柄ノ變更

○供託事務ニ關スル件(商第二四七六號
大正十一年五月十六日)

供託法ノ改正ニ伴フ供託事務ノ取扱手續ニ關シテハ豫テ司法省トノ間交渉中ニ有之候處取引所關係
ノ供託事務取扱手續ニ關シ供託局長及供託事務取扱銀行ニ關シ今般別紙ノ通牒相成タル旨回答有
之候條了知相成度此段及通牒候也

司法省民事第一八五五號(大正十一年五月十日)
農商務省商務局長 鶴 見 左 吉 雄 殿

司法省事局長 池 田 寅 二 郎

取引所關係ノ供託事務取扱ニ關スル件

本年四月十一日商局第五八九號ヲ以テ御照會ノ標記ノ件ニ付テハ今般供託局長及供託事務ヲ取扱フ
銀行ニ對シ別紙ノ如キ通牒ヲ發シ該供託手續ノ簡捷ヲ圖リ候條御了知相成度候也

取引所法附屬諸省令

○取引所關係ノ供託事務取扱ニ關スル件(司法省民事局民事第一八五五號)

取引所カ取引所會員及仲買人ノ身元保證金代用トシテ供託シタル有價證券ノ價格騰貴ノタメ供託スヘキ金額ニ比シ過剩ヲ生シタル場合ニ於テ取引所其ノ事由ヲ具シテ過剩部分ノ取戻ヲ請求シタルトキハ價格審査等ノ手續ヲ須ヒスシテ取引所提出ノ事由説明ノ書面ニ基キ取戻ノ請求ヲ認可スヘク又取引所ニ於テ前記身元保證金代用トシテ供託シタル有價證券ノ入替ヲ爲サムトスルトキハ取引所ヲシテ新ニ供託セムトスル證券ノ價格カ曩ニ供託シタル證券ノ價格ヲ下ラサルコトノ證明書ト共ニ曩ニ供託シタル證券ノ取戻請求書ヲ提出セシメ該證明書ニ基キ取戻ノ請求ヲ認可スヘク此取戻モ新ニ入替ノ爲メニスル供託トハ必シモ同時ナルコトヲ要セス從テ此ノ取戻ノ請求ヲ認可スルニ當リテハ入替ノ爲メニスル新證券ニ付受入手續ヲ了シタルコトヲ必要トセサルモノトシテ取扱相成度此段及通牒候也

○取引員取締ニ關スル件(商局第一六七五號)

改正取引所法令ハ九月一日ヲ以テ實施セララル事ト相成候處今回改正ノ主眼トスル所ハ畢竟取引所内外ニ於ケル投機取引ヲ整備シ仲買人ノ品位信用ヲ向上セシメ以テ取引所本來ノ機能ヲ盡サシメムトスルモノニシテ之カ法規ノ運用ニ關シテハ當局ニ於テモ爾今一層ノ督勵ヲ加フヘキ心算ニ有之候條豫メ了知可相成尙從來仲買人ニシテ法規ヲ潜リ投機ニ耽リ世ノ指彈ヲ受クルカ如キ者アルニモ不拘從來理事者ニシテ往々之ヲ看過スルノ風アル者アルハ獨リ同業ノ信用ヲ失墜スルノミナラス淳風良俗ヲ害フ事尠少ナラサル儀ニ有之候條將來斯ノ如キ弊竇無之様嚴ニ督勵可相成亦理事者ニ於テモ

卒先法令改正ノ主旨ヲ體シ定款其ノ他ノ規定ヲ遵奉シ其ノ地位ヲ辱カシメサル様勵精相成度此段爲念及通牒候也

○定款業務規程等變更ノ件(商局第一七四六號)

爾今定款業務規程財産保管方法等ノ變更ハ別紙様式ニ準シ認可申請可相成此段及通牒候也
追而受託契約準則ニ付テモ右ニ準スヘキ旨會員又ハ取引員ニ示達相成度此段申添候様式(變更ノ部分ハ朱書スルコト)

(一部變更ノ場合)

第一條 取引員ハ自己ノ氏名又ハ商號ヲ以テスルニ非サレハ廣告ヲ爲スコトヲ得ス
變更理由

(全部變更ノ場合)

第二條 清算取引ハ競賣買ノ方法ニ依リ實物取引ハ相對賣買ノ方法ニ依ル
舊條文 直取引、延取引ハ相對賣買及入札賣買ノ方法ニ依ルモノトス
變更理由

○相場表ノ件(商局第一七四五號)

取引所令ノ改正ニ依リテ本月一日ヨリ其所ニ於テ發行スル相場表十日分ツ、取纏メ其都度遲滯ナク提出相成度此段及通牒候也

○報告書類ニ關スル件(商局第二〇八四號
大正十一年十月十九日)

大正三年商局第一〇三三號商工局長通牒ニ依ル毎月相場表毎月賣買高表報告書式ハ之ヲ廢シ別紙ノ通リ相定メ候條此段及通牒候也
追而右報告ハ其ノ月終了後速カニ提出相成度尙提出ノ際ハ所名ノ下ニ捺印シ別ニ宛名ヲ表示セス
直接商務局監理課ニ送付相成度申添候

大正 年 月分相場表 清算取引米之部
大正 年 月 日 所 名印

日附	何月		何月		何月		何月	
	平均	前場	平均	前場	平均	前場	平均	前場
一日								
二日								
三日								
四日								
五日								
六日								
廿五日								
廿六日								
廿七日								
廿八日								
廿九日								
三十日								
卅一日								
一ヶ月平均								
最高								
最低								

賣買高日別表 清算取引 米之部
大正 年 月 日 所 名印

日附	何月		何月		何月		何月	
	平均	前場	平均	前場	平均	前場	平均	前場
一日								
二日								
三日								
四日								
五日								
六日								
廿五日								
廿六日								
廿七日								
廿八日								
廿九日								
三十日								
卅一日								
一ヶ月平均								
最高								
最低								

備考 一、用紙ハ美濃紙形トス
二、一ヶ月平均欄下ニ於ケル最高値段及最低値段ハ月ニ於ケル出來値中ノ最高最低ヲ記入スヘシ
三、當月限ニ於ケル最後ノ日ノ取組高ハ朱書スヘシ
取引所法附屬諸省令

大正 年 月分相場表 附賣買高表短期清算取引之部

大正 年 月 日

所 名 印

枚 柄 額 面 拂込額

期月 日附	平均値段	前場引値	賣買高	繰延高	受渡高	日歩
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
27						
28						
29						
30						
31						
均平						
本月中最低値段						
本月中最低値段						

大正 年 月分賣買高及相場表 實物取引之部 所 名 印

日附	平均値段	賣買高	賣買金額	平均値段	賣買高	賣買金額	平均値段	賣買高	賣買金額
1									
2									
3									
4									
5									
6									
98									
29									
30									
31									
合計									
平均									
本月中最高値段									
本月中最低値段									
本月中賣買總合計									
株									
本月中賣買金額總合計									
圓									

取引所法附屬諸省令

○取引員廢業ニ關スル件(商局第二一七六號
大正十一年十月二十四日)

從來取引員ノ廢業ヲ届出ツル場合ニ於テ其ノ理由ヲ附記セス或ハ之ヲ附記スルモ漫然申出ノ事實ヲ記載スルニ止マリ事ノ眞偽ハ之ヲ問ハサルノ風有之候處斯クテハ處理上支障不尠候條自今廢業ノ者ニ對シテハ本人申出ノ如何ニ拘ハラズ取引所ニ於テ篤ト其ノ實情ヲ調査シ届出可柁成此段及通牒候也

○受託準則及委託手数料ニ關スル件(商務局長通牒
大正十一年十月二十五日)

取引員ト委託者トノ間ハ行ハルル受託契約ノ準則及委託手数料率ハ取引所法施行規則ノ改正ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ要スル義ニ有之候處新ニ取引員タラムトスル者ニ付テハ豫メ右手手数料率及準則ヲ定メシメ其ノ認可申請書ハ取引員免許願ニ添付セシムル様取計相成度此段及通牒候也

○營業保證金代用有價證券ニ關スル件(商第二二號
大正十二年一月八日)

營業保證金代用有價證券ニ關シ左記ノ通指定候條了知相成度此段及通牒候也

- 一、營業保證金ニ代用シ得ヘキ有價證券ハ國債證券ニ限ルモノトシ其ノ代用價格ハ債權額面金額トス營業保證金ニ不足ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ二週間以内ニ其ノ不足額ヲ供託スヘシ
- 二、取引所カ本通牒ヲ接受シタル日以前ニ供託シタル地方債證券ハ大正二十年四月末日ヲ限リ仍其ノ効力ヲ有ス其ノ代用價格ハ債券額面百分ノ九十トス
- 三、現ニ國債證券又ハ地方債證券以外ノ有價證券ヲ供託スル取引所ハ大正十二年十二月末日マテニ現金又ハ國債證券ト之ヲ引換フヘシ其ノ引換ヲ了スル迄ノ代用價格ハ仍從前ノ例ニ依ル

○一般手續キニ關スル件(商第二三號
大正十二年一月八日)

取引所法令ノ改正ニ伴ヒ取引員免許出願其ノ他ノ事項別紙ノ通相定メ大正三年八月二十八日商第八二一四號商工局長通牒ハ之ヲ廢止致候條了知相成度依命此段及通牒候也

第一條 取引員免許ノ願書及役員選任ノ認可申請書ニ添付スヘキ履歷書ニハ職及學歷ノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、取引所ノ役員、會員、仲買人又ハ取引員タリシコトノ有無
- 二、犯罪ノ嫌疑ノ爲メ起訴セラレ裁判確定ニ至ラサル者ニ付テハ其ノ罪名並裁判ノ經過

玉ノ始末、違約賠償ノ方法並違約者ノ處分方法ヲ明記スヘシ
 同條第十四號ノ報告書ニハ本通牒第一條及第二條ニ規定シタル書面ヲ添付スヘシ
 同條第十六號ノ報告書ニハ少クトモ會議ノ目的タル事項、會議ノ月日出席總數及賛否ノ數ヲ記載スヘシ

第六條 取引所ハ取引員免許ノ請書ハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一、身元保證金供託書ノ寫
- 二、取引所カ免許狀ノ送付ヲ受ケタル年月日並取引所ニ對シ取引員カ請書及身元保證金ヲ差出シタル年月日ヲ記載シタル書面

第七條 取引所法施行規則第十四條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、取引銀行ニ付テハ其ノ名稱、現實ニ取引ヲ爲スヘキ本支店名及取引ノ方法
 - 二、所有有價證券ニ付テハ其ノ銘柄
 - 三、所有不動産ニ付テハ其ノ種類及用途
 - 四、其ノ他ノ所有財産ニ付テハ其ノ内容ノ詳細
- 前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ
- 一、取引ヲ開始セムトスル銀行又ハ所有セムトスル株券若ハ社債券ヲ發行スル會社ノ最近決算期ノ考課狀
 - 二、取引銀行ト取引所ノ役員トノ關係ヲ記載シタル書面

第八條 取引所令第十二條ノ規定ニ依ル有價證券市場ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ且最近二

決算期ノ考課狀ヲ添付スヘシ

- 一、上場セムトスル株式ノ總數、壹株ノ金額及壹株ニ對スル拂込額
- 二、株券發行ノ年月日

○賣買證據金商議員諮問ノ件(商第一五二號 大正十二年一月九日)

取引所令第十九條第八號ノ規定ニ依リ賣買證據金ニ關シ商議員會ニ諮問スヘキ事項ノ範圍ニ就キ疑義伺出ノ向モ有之候處少クトモ左記ノ點ニ關シテハ商議員會ニ諮問ヲ要スルモノト解釋スヘク省議決定相成候條了知相成度此段及通牒候也

記

- 一、各種證據金額ノ決定又ハ變更
- 二、臨時増證據金、割増證據金及豫納證據金ヲ徵收スヘキ場合ノ認定
- 三、代用有價證券ノ種類及代用價格ノ決定又ハ變更

○申請書及届出書商議員會ノ決議報告添ノ件(商局第一五二號 大正十二年八月六日)

免許認可又ハ届出ニ關スル事項ニ付商議員會ノ決議アリタル場合ニ於テ其決議報告書ハ之ヲ其願書又ハ届書ニ添付提出相成様致度此段及通牒候也

○賣買手數料ニ關スル件(商局第一六三八號
大正十二年八月二十二日)

從來取引所ニシテ賣買手數料ノ徵收方ニ關シ割戻其ノ他ノ方法ニ依リ認可ヲ得タル率ト事實上異ナル率ヲ以テスル向モ有之ヤニ聞及ヒ候處右ハ取引所法第廿三條ノ規定ニ違背スルモノニ有之候荷モ事實上之カ變更ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ豫メ認可申請可相成爲念此段及通牒候也

大正十四年七月十三日印
大正十四年七月十五日發
行 刷

〔定價金參圓五拾錢也〕

北濱と兜町
附 奥

著 者 島 本 得 一
發 行 者 東京市麴町區飯田町二丁目六十八番地 松
所 國 松
印 刷 者 東京市麴町區飯田町二丁目六十八番地 松
平 末 五 郎

發 兌
東京市麴町區飯田町二丁目
大正十四年七月十三日印
大正十四年七月十五日發
行 刷

文 雅 堂

(行印所刷印堂雅文)

文雅堂書店藏版書目

(大正十四年七月一日現在)

- | | | | |
|---------------------------------------|--------|----------|---------------|
| ◇ <small>改訂
增補</small> 銀行及金融 | 松崎壽著 | 定價
送料 | 五
貳拾七錢 |
| ◇金融問題と其對策 | 松崎壽著 | 定價
送料 | 貳圓七拾錢
拾八錢 |
| ◇特殊銀行論 | 松崎壽著 | 定價
送料 | 壹圓五拾錢
拾六錢 |
| ◇起業金融論 | 春日井薰著 | 定價
送料 | 壹圓五拾錢
拾六錢 |
| ◇本邦地方銀行論 | 榎並赴夫著 | 定價
送料 | 貳圓七拾錢
拾八錢 |
| ◇手形交換所論 | 石卷良夫著 | 定價
送料 | 四
拾八錢 |
| ◇荷爲替業務論 | 妹尾一雄著 | 定價
送料 | 四
拾八錢 |
| ◇米國金融商組織論 | 勝田貞次著 | 定價
送料 | 貳圓八拾錢
拾八錢 |
| ◇獨逸信用銀行論 | 串本友三郎著 | 近刊 | |
| ◇ <small>改訂
增補</small> 本邦信託會社論 | 細矢祐治著 | 定價
送料 | 五
貳拾七錢 |
| ◇信託會社要論 | 細矢祐治著 | 定價
送料 | 壹圓五拾錢
拾六錢 |
| ◇ <small>改訂
增補</small> 信託及附隨業務の研究 | 栗栖赴夫著 | 定價
送料 | 五
貳拾七錢 |
| ◇信託法規及信託會社發達史 | 栗栖赴夫著 | 定價
送料 | 壹圓五拾錢
拾六錢 |
| ◇外債の研究 | 栗栖赴夫著 | 近刊 | |
| ◇銀行預金實務誌 | 水野淳二著 | 定價
送料 | 四圓五拾錢
貳拾七錢 |
| ◇ <small>改訂
增補</small> 內國爲替實務誌 | 水野淳二著 | 定價
送料 | 五圓五拾錢
貳拾七錢 |
| ◇銀行實務改良方法 | 水野淳二著 | 定價
送料 | 參圓貳拾錢
拾八錢 |
| ◇ <small>改訂
增補</small> 銀行内の諸規定 | 藤城敬二著 | 定價
送料 | 貳圓七拾錢
拾八錢 |

- ◇銀行調査部の研究 勝田貞次著 近刊
- ◇外國爲替取引解説 岡田重藏著 定價 參圓五拾錢 送料 拾八錢
- ◇支那爲替の建方及取引方法 古矢吉雄著 定價 壹圓五拾錢 送料 拾六錢
- ◇外國爲替裁定及利廻計算 利倉文之助著 定價 貳圓五拾錢 送料 拾八錢
- ◇日英米爲替裁定表 利倉文之助著 定價 參圓八拾錢 送料 貳拾七錢
- ◇米國銀行外國爲替實務誌 岡上虎三郎著 定價 貳圓七拾錢 送料 拾六錢
- ◇國際金融論 安井辰衛著 定價 壹圓五拾錢 送料 拾三錢
- ◇商業信用狀論 廣瀬圓一郎著 定價 貳圓五拾錢 送料 拾八錢
- ◇改正日本取引所論 横山一郎著 定價 五圓 送料 貳拾七錢
- ◇再補訂 北濱と兜町 島本得一著 近刊

◇改訂 財界學 勝田貞次著 定價 七圓 送料 貳拾七錢

◇株價先見學 勝田貞次著 定價 貳圓貳拾錢 送料 拾八錢

◇財界はどうか 勝田貞次著 定價 貳圓貳拾錢 送料 拾八錢

◇株式相場變動論 池田龍藏著 定價 壹圓五拾錢 送料 拾六錢

◇株式市價の心理的研究 岡田純夫著 定價 貳圓 送料 拾八錢

◇株式市場用語辭彙 島本得一著 近刊

◇公社債放資の研究 太田垣士郎著 定價 壹圓五拾錢 送料 拾六錢

◇無盡及無盡會社論 栗栖赳夫著 定價 壹圓五拾錢 送料 拾六錢

◇株式會社實務誌 橋本良平著 定價 五圓五拾錢 送料 貳拾七錢

◇會社の組織及其經營 橋本良平著 定價 貳圓七拾錢 送料 拾八錢

◇會社の組織及設立と經營	橋本良平著	定價 拾圓五拾錢
◇貸借對照表の研究	橋本良平著	定價 拾圓八拾錢
◇近世會社辭彙	橋本良平著	定價 拾圓五拾錢
◇近世工業簿記	橋本良平著	定價 拾圓八拾錢
◇帳簿の附方	中西新兵衛著	定價 拾圓八拾錢
◇近世商業算術	門脇龍雄著	定價 拾圓八拾錢
◇海上保險實務誌	坂元毅著	定價 貳拾七錢
◇船舶及積荷と海上保險	坂元毅著	定價 拾圓五拾錢
◇火災保險契約論	北澤宥勝著	定價 拾圓八拾錢
◇船舶衝突論	北澤宥勝著	定價 拾圓五拾錢

361
54

終